

重要

宅地建物取引主任者の皆様へのお知らせ

宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行等について

平成27年4月1日より「宅地建物取引主任者」という名称が「宅地建物取引士」に変更されることになりました。この法改正に伴い、法定講習会も来年度より講習科目・講習時間・受講料が以下のとおり変更となります。

【平成27年度 静岡宅建 宅地建物取引士法定講習 概要】

	改正前	改正後 (H27.4~)
講習科目		<u>「宅地建物取引士の使命と役割に関する事項」</u> を追加
講習時間	おおむね5時間	<u>おおむね6時間</u>
受講料	<u>11,000円</u>	<u>12,000円</u>

現行の取引主任者証は、改正法附則の経過措置により平成27年4月以降も有効な取引士証とみなされます。また、平成27年3月までの、法定講習会受講者や試験合格後1年未満の新規主任者証交付は、現行の「取引主任者証」の名称で発行されます。